

◎新潟県告示第612号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、柏崎市の柏崎土地改良区から次のとおり役員の住所が変更した旨の届出があった。

令和6年5月14日

新潟県柏崎地域振興局長

- 1 変更前
理事 柏崎市四谷1丁目10番25号 布施 学
- 2 変更後
理事 柏崎市扇町1番35号 布施 学